

国名	ドイツ
公的年金の体系 保険料財源 税財源 企業・個人年金	<p>(適用対象外)</p> <p>無業者(学生・主婦等) (16歳以上の者は一般年金保険に任意加入可)</p> <p>自営業者 (一般年金保険に任意加入可)</p> <p>一部自営業者</p> <p>被用者(民間サラリーマン・パート労働者・公務員)</p> <p>農業者老齢保障 農業経営者</p> <p>扶助制度 医師、弁護士等</p> <p>一般年金保険 民間被用者、芸術家、ジャーナリスト等の自営業者及び非官吏</p> <p>鉱山労働者年金保険 鉱山労働者</p> <p>官吏恩給制度 官吏</p> <p>出典：厚生労働省</p>
被保険者 (◎強制△任意×非加入)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被用者◎</li> <li>・自営業者△(特定の職業グループ◎)</li> <li>・無職△(社会保険への加入義務のない16歳以上の者は、一般年金保険に任意加入可能)</li> </ul>
保険料率(2020年)	一般年金保険18.6%(労使折半) ※ただし、月収450ユーロ以下の場合には本人負担3.6%(個人家庭就労の場合は13.6%)、使用者負担15%(個人家庭就労の場合は5%)、月収450.01ユーロ以上1300ユーロ以下の者は本人負担分の軽減措置あり。
支給開始年齢	2012年から2029年にかけて65歳から67歳へ段階的に引き上げ。2020年1月時点(1955年生まれ)では65歳9か月。実際の支給開始年齢は平均で男性64.0歳、女性64.1歳(2018年)。
平均年金額(2018年末時点の老齢年金の実績)	月額906ユーロ(西：864ユーロ、東：1,075ユーロ)、男性月額1,148ユーロ(西：1,130ユーロ、東：1,226ユーロ)、女性月額711ユーロ(西：647ユーロ、東：962ユーロ)
給付の構造	報酬比例方式 年金月額＝個人報酬点数×年金種別係数×現在年金価値 ・個人報酬点数：毎年の点数(被保険者個人の報酬÷全被保険者の平均報酬)を合算し、支給開始要素を考慮して算出 ・年金種別係数：老齢年金の場合は1.0 ・現在年金価値(2020年7月1日以降)：34.19ユーロ(西)、33.23ユーロ(東) ※東西で異なる現在年金価値は段階的に統一化し、2024年7月1日以降は同価値となる。
所得再分配	なし(国庫負担部分を除く)
制度設計, 財政方式, 財源	制度設計：給付建て 財政方式：完全賦課方式(持続可能性積立金を保有) 財源：保険料(社会保険方式)、連邦補助金(国庫負担)
国庫負担(2018年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・約748億ユーロ(一般年金保険約695億ユーロ：鉱山労働者等年金保険約53億ユーロ)。</li> <li>・公的年金総収入額の約24%。</li> <li>・国庫負担の財源は一般財源、付加価値税、環境税</li> </ul>
年金制度における最低保障	なし
無年金者への措置	主に基礎保障で対応。
公的年金と私的年金	公的年金の給付水準引き下げ部分を自助努力で補完することを目的に、補助金等の政府助成策つきの任意加入の企業・個人年金(リースター年金)導入。
国民への個人年金情報の提供	2004年より、27歳から支給開始年齢までの被保険者に、年1回、拠出状況と将来の予想年金額等を記した年金情報を提供。さらに、55歳以上の被保険者(及び55歳未満の希望する被保険者)には、より詳細な情報を提供。

(渡邊絹子・筑波大学ビジネスサイエンス系准教授)